

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回茨木市文化財保護審議会	
開催日時	令和8年5月11日（月） （午前・ 午後 ） 6 時 0 0 分 開会 （午前・ 午後 ） 7 時 2 0 分 閉会	
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室	
会長	菱田 哲郎（兵庫県立考古博物館 館長）	【1人】
出席者	國賀 由美子（元大谷大学文学部 教授） 高木 博志（京都大学 名誉教授） 藤井 裕之（元吹田市立博物館 学芸員） 藤岡 穰（成城大学文芸学部 教授） 吉川 真司（東北大学大学院文学研究科 教授） 東 昇（京都府立大学文学部歴史学科 教授）	【6人】
欠席者	禰宜田 佳男（大阪府立弥生文化博物館 館長）	【1人】
事務局職員	森岡恵美子教育長、吉田典子理事、 前田聡志歴史文化財課長、 黒須靖之主幹兼保護啓発係長兼文化財資料館長、 坂田典彦調査管理係長、正岡大実副主幹、 高橋伸拓主査、高村勇士主査、 相澤嘉伸職員、川添みのり職員	【10人】
開催形態	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開	
議題（案件）	（1）茨木市文化財保護行政に関する事業報告について （2）市指定文化財候補4件について	
配布資料	令和8年度第1回茨木市文化財保護審議会資料	

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】</p>
教育長	<p>【開会挨拶】</p>
事務局	<p>【会議の成立】 全委員 8 人中 7 人出席 (2 人オンライン) につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明。</p> <p>【事務局職員の紹介】 教育長以下、事務局職員の紹介。</p> <p>【議事の進行の交代】 議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、菱田会長にお願いしたい。</p>
菱田会長	<p>本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【公開についての説明】 「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開の旨を説明。資料の閲覧、持ち帰りも審議会の判断で可能であること、会議録についても公表に努めている旨を説明。</p>
菱田会長	<p>事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
菱田会長	<p>それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。</p>
菱田会長	<p>【案件 (1) 茨木市文化財保護行政に関する事業報告について】 それでは、審議を進めていきたい。案件 (1) 「茨木市文化財保護行政に関する事業報告について」事務局から説明を願いたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	本市の文化財施設の現況と指定文化財の現状変更等について、令和8年度第1回茨木市文化財保護審議会資料をもとに説明。
菱田会長	ただいまの報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。
菱田会長	キリシタン墓碑について、現状どこにあるのか。
事務局	当館の収蔵庫にある。
菱田会長	それは盗難の恐れなど保護上の問題からということか。
事務局	個人所有であったため、防犯等の観点から当館収蔵庫に保管することとなった。
藤井委員	市指定文化財候補リストの井於神社の算額について、茨木市内では井於神社以外にもある。井於神社以外の算額について、確認も含めて調査いただきたい。
事務局	今回のリストについては、井於神社の算額に特化して挙げているが、市内にある他の算額についても調査を進めていきたい。
菱田会長	【案件（2）市指定文化財候補4件について】 それでは、案件（2）市指定文化財候補4件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	昨年度の当審議会において、市指定文化財候補として調査予定と報告していた4件についてである。まず、戦国武将 中川清秀関連の資料として、梅林寺所蔵の「紙本著色中川清秀像」及び「中川清秀宛羽柴秀吉書状」、茨木神社所蔵の「中川清秀制札」である。これらの資料については、今年度秋開催の当館テーマ展において展示できるよう調整しているところである。なお、中川清秀像、羽柴秀吉書状については、本年3月に当館に寄託を受けている。そして、本市南部の島地区にある光善寺の本尊「木造阿弥陀如来立像」である。 調査については、中川清秀像は國賀委員、羽柴秀吉書状と中川清秀制札は東委員、阿弥陀如来立像は藤岡委員にご協力をいただき、調査報告書を執筆いただいた。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田会長	<p>それでは、市指定文化財候補4件について、森岡教育長より諮問書をお受けする。</p> <p style="text-align: center;">【諮問書提出】</p>
菱田会長	<p>それでは、審議を始める。審議は、中川清秀関連の3件と木造阿弥陀如来立像に分けて行う。調査に当たられた各委員に調査所見について説明をお願いしたい。まず、「紙本著色中川清秀像」について、國賀委員から所見をうかがいたい。</p>
國賀委員	<p>「紙本著色中川清秀像」の調査所見を報告する。像主の個性を的確に表現しようとしている、戦国期の肖像画である。制作年代は天正11年である。「中川柏」と呼ばれる中川家の定紋を入れた肩衣を着しており、古様なものである。顔は細かい表現がされており、濃い墨と淡い墨を使い分けており、髪や髭、眉のラインや皺の一本まで緻密に表現がされている。口元から2本の前歯が見えている点は像主の特徴であったとみられ、美化せずにありのままの姿を伝えているものである。</p> <p>修理痕が多くみられる。「梅林寺縁起略」に慶安3年に川が溢れ、堂が悉く壊れて、本尊と肖像を水波の中にもとめたとある。この肖像を中川清秀像ととらえた場合、傷んだ状態が納得できる。現代の修理技術は巧みとなっていることから、早期に修理ができれば、良好な状態で後世に伝えることができる。</p>
菱田会長	<p>ただ今の報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。</p>
吉川委員	<p>「梅林寺縁起略」に是頓上人に帰依してその賛辞を求め当寺におさむとあるが、肖像は中川清秀死後に作られたものではないか。日付が「天正十一年」の下が五月と読めそうである。賛の代わりに供養のための観無量寿経を記していることから亡くなってからの図ではないか。</p>
國賀委員	<p>ご指摘のとおりだと思う。そのように判断したい。</p>
菱田会長	<p>水損の話について、茨木市の水害史の資料にもなるのではないか。この像の状態の水損の痕跡はわかるのか。</p>
國賀委員	<p>漬かっていた程度や期間についての判断は難しいが、巻かれた状態で水没していたとみられる。強く漬かっていた箇所は均等間隔に輪染みの</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田会長	<p>状態であらわれているため、水に漬かったという判断でよい。</p> <p>続いて、「中川清秀宛羽柴秀吉書状」、「中川清秀制札」について、調査報告書を作成された東委員から所見をうかがいたい。</p>
東委員	<p>「中川清秀宛羽柴秀吉書状」について所見を述べる。この書状は天正10年6月2日の本能寺の変の後、6月5日に書かれた書状である。備中高松で毛利と対峙していた秀吉が本能寺の変の発生を伝えられた文書の返書として出したものである。内容は、京都からの使者の報告として、信長・信忠が生きているという情報を清秀に伝えている。福富秀勝が戦っていることや秀吉自身も帰城を進めている旨を伝え、明智に付くかどうかの時期であった清秀を味方勢力としての行動を促そうとしたとみられる。備中国境に近い野殿まで討ち入り、さらに東の沼まで進軍するという大返しの迅速な行動がよくわかる。中川清秀の妹婿の古田重然に対しても同様に伝えるとある。本能寺の変直後の状況に対して秀吉が偽の情報を伝達して、清秀を味方勢力に入れようとしたとみられる。本能寺の変直後の秀吉の書状はこの書状のほかになく、貴重なものである。信長・信忠が生きているという誤情報を流して味方に入れようとする秀吉の戦略が良くわかる点も特徴である。</p> <p>書状の現状は折紙であったが、切断して掛幅装に改められている。いつ掛幅装に改められたのかは判明していないが、昭和53年の記録では補修が行われている。題箋には、番号が振られており、昭和6年開催の大阪市による豊公特別展観における記載と一致することから、この時期までの間に掛幅装に改装されていたとみられる。同じ梅林寺所蔵の清秀像のような中川清秀のものではないことから、近世の修復過程がわかるものはないが、当地にゆかりのある中川清秀に関する史料であり、本能寺の変直後の情勢を伝える歴史的価値を有する史料である。</p> <p>続いて、「中川清秀制札」である。清秀は本能寺の変直後に当地を所領としていた。清秀は天石門別神社と箕面寺に禁制を発給している。豊嶋・太田両郡が清秀の所領であったことがわかる。禁制は武家が寺社や村落に発給するものであり、受給者の安全や特権を保証することを目的としたものである。内容は境内の竹木の無断伐採、参詣人や諸人による狼藉を禁じるものとなっている。署名印には「中川瀬兵衛尉在判」とあるが、箕面寺のものには「瀬兵衛尉花押」とあり、その点が違いである。天石門別神社は「延喜式神名帳」にみえる社であり、現在も茨木神社社殿の後方に鎮座していることから、中世以前における茨木の氏神であった可能性も指摘されている。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>制札は現状、駒形である。背面にほぞがあり、軸木が挿入できるようになっている。上部には釘穴が認められ、屋根型の覆いが設けられていた可能性がある。形状や汚れなどから屋外に掲示されていたものとみられるが、掲示されていた時期については清秀が治めていた時期とみられるが、詳細は不明である。制札は文書に書かれたものを写す場合が多い。中川清秀制札については写されたものであるかは不明であるが、屋外に掲示されていた痕跡があることからこの制札自体が機能していたとみられ、原本として位置付けることが可能である。本能寺の変後の地域支配における実態を示す史料として、また本市にゆかりのある中川清秀発給の文書であることも歴史資料として高い意義を認めることができる。</p>
菱田会長	<p>ただ今の報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。</p>
菱田会長	<p>「中川清秀制札」について、所有する茨木神社と制札に見える天石門別神社の関係について、戦国末から江戸時代初期の神社の存在形態は現在の摂社のように奥に鎮座している状況とは異なると思うが、そうした変遷の中でこの制札はどのように捉えることができるか。</p>
東委員	<p>茨木神社が天石門別神社と並存していたかどうかは不明なところがある。現在の状況から継承していると考えられるが、その関係性については明確ではない。</p>
吉川委員	<p>「中川清秀制札」について、文字が浮き出ていることが観察できる。このことから屋外に掲示されていたと言える。</p>
事務局	<p>天正 10 年には茨木神社は存在していたとみられる。天石門別神社についても別に存在していた。</p>
菱田会長	<p>その場合、社地はわかるのか。茨木神社が制札を継承した由来についてもわかるのか。</p>
事務局	<p>社地や継承することとなった経緯は不明である。</p>
高木委員	<p>梅林寺の関係資料について、市史の段階では調査が進んでいない。明治 44 年の陸軍大演習の際にも皇太子の宿泊地として梅林寺が見える。将来的に梅林寺に残る資料群全体の中で、今回の梅林寺関係の資料を位置づけていただきたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>梅林寺の近世の文書については秀吉の書状のみを確認している。数年前に梅林寺から寄贈を受けた書籍類があるが、清秀に関連する内容ではない。</p>
菱田会長	<p>この他の梅林寺が所蔵している資料に対しても、調査を継続していただきたい。</p>
菱田会長	<p>続いて、「木造 阿弥陀如来立像」について、調査報告書を作成された藤岡委員から所見をうかがいたい。</p>
藤岡委員	<p>茨木市の島にある光善寺に本尊として伝わる「木造阿弥陀如来立像」である。大きさは像高が 80 cm 程、髮際の高さが 74 cm の三尺阿弥陀であるが、周尺による小型の三尺阿弥陀である。立派な光背と台座を持つが、光背は新補されたもの、台座が江戸時代のものである。像本体は平安後期の優れた像である。</p> <p>台座の銘文から、明暦 2 年に台座が法橋運節という仏師により補われたものだとわかる。運節は仁和寺の仏師であった。補われたときには仁和寺の末寺に伝わっていたものとみられる。光善寺は元龜 3 年に顕勝の開基と伝えられる浄土真宗の寺であり、現在は 大谷派 に属している。浄土真宗の場合、16 世紀頃までは木造の阿弥陀如来像を本尊とすることは稀であり、六字名号や方便法身像を本尊とすることが一般的である。台座が補われた後に何らかの事情により光善寺に伝えられたものとみられる。</p> <p>像は、全体に丸みがあり、穏やかな衣の表現がみられ、典型的な平安時代後期の像とみられる。丁寧な作りである。構造については表面の漆箔により窺い知ることはできないが、割矧ぎという一本の材を割り、内割りを施した後、はり合わせるという作り方をしている。両肩以下や両手先、足先などには別材が補われている。こういった作り方も平安後期らしいものである。平安後期の中でも新しい要素がみられる。平安後期の平等院鳳凰堂の像は鼻筋から額にかけて直線的であるが、この像は鼻が立ち上がる。三道の肉付きも豊かで、螺髪は頭頂部分が大きく髮際にかけて次第に小さくなる。平安後期は一般的に小粒な螺髪を一様にあらわすものが多い。こうした要素は平安時代前期の彫刻に倣った復古的な表現であることから、鎌倉時代に近い平安末期頃の像とみられる。仁和寺末の真言寺院に伝わっていたとみられ、名だたる仏師の補作を受けていることからこの像が由緒あるものであったといえる。当初から茨木に伝来していた可能性は低いですが、平安時代末の優れた彫刻であることは</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田会長	間違いはない。茨木市に所在する仏像のなかでも本格的な像であることから文化財的価値に鑑みて市指定文化財としてはいかがか。 ただ今の報告の中で、ご意見やご質問などはあるか。
藤井委員	浄土真宗の本尊は本願寺お抱えの仏師が作成したものを本尊として据えられるのが一般的なイメージとしてあるが、今回の像は特殊なケースなのか、よく見られるケースなのか。台座裏の銘文は嶋村の吉兵衛と勝兵衛が寄進したという認識でいいのか。
藤岡委員	浄土真宗の本尊は、17世紀半ば頃から本山お抱えの仏師が作成したものが下付されるというのが一般的である。作成したものでない場合でも本山の仏師が極めを行い下付されることが多い。稀に由緒ある像を手に入れることができたのか、そうでない場合もある。本山の許可を得ずに像を本尊とすることが許されたかはわからない。この像に関しても、本山からの許可を得たことなどを示す史料は確認できず不明である。吉兵衛と勝兵衛についても、嶋村の人物であったということ以外は不明である。
吉川委員	吉兵衛と勝兵衛は恐らく父の釈宗俊の十三回忌の菩提の為に造らせたということだと考えられる。
菱田会長	摂州嶋村という地名が出てくることから、台座を補修する段階には光善寺あるいは、近隣にあった真言宗の寺といった地域の中に伝わっていたとみることは可能か。
藤岡委員	光善寺ではない可能性が高いと思われるが、光善寺が仁和寺の仏師に依頼することも可能なのか、再検討したい。
國賀委員	報告書内に、光善寺が元龜3年顕勝の開基と伝える浄土真宗大谷派に属する寺院であるとあるが、浄土真宗が東西に分かれるのは江戸時代になってからである。開基時点で大谷派ということはないので、そのあたりの光善寺の来歴について何らか分かれば、像の伝来について考えるヒントになるのではないか。
藤岡委員	ご指摘のとおり開基の段階では大谷派ではないので、そのあたり改めて検討したい。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	本市刊行の歴史的建造物調査報告書内では、光善寺について元亀3年に出口御坊第五世顕勝がその子院として創立したもので、近世を通じて出口御坊の兼帯所であったとある。普請願書の冒頭には「本願寺東御門跡院云々」とあり、どこかの段階で大谷派になったとみられる。本堂は寛永14年に出口御坊本堂を移築したと伝えられている。
菱田会長	もう少し像との関係を含め寺の歴史について調査をしていく必要があるというご意見だった。このほか、全体を通して、ご意見やご質問はあるか。
吉川委員	「紙本著色 中川清秀像」について、一番右の行が天正十一年五月と読めるとしたが、「十一」の左右には干支が来るはずである。この年は癸未である。未の異名は協洽というようである。右側の「大淵」というのは癸の異名の可能性があるのではないか。
國賀委員	検討します。
菱田会長	意見は出尽くしたと思われる。諮問を受けた市指定文化財候補4件について、指摘のあった箇所を修正等したうえで、市指定文化財として答申を目指すということによろしいか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	事務局より指定説明書案を提示していただく。指定説明書案をつけて答申を行うこととなるが、書式等でご意見やご質問はあるか。
委員全員	異議なし。
菱田会長	指摘を受けた箇所について、事務局は各委員と訂正を進めていただきたい。それでは、次回はテーマ展の開催時期に合わせて開催する。以上、本日の案件はすべて終了した。令和8年度第1回茨木市文化財保護審議会を閉会する。

以上